

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ  
～住居確保給付金のご案内～

【蕨市】

## 住居確保給付金とは

離職または自営業の廃止、あるいは、やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況になったことにより、経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、蕨市生活自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○支給額：下記表を上限として、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く）を支給  
ただし、世帯に収入があり、収入が一定額以上の場合は、収入に応じて調整された額を支給

上限額	(単身世帯)	47,700円
	(2人世帯)	57,000円
	(3～5人世帯)	62,000円

(注) 世帯に収入があり、収入の合計が一定額以上の場合は一部支給になります。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費は除く）が算定対象

支給額＝（基準額※＋実際の家賃額）－（月の世帯の収入合計額）

※基準額は、世帯の人数に応じ、次の表のとおり

世帯人数	基準額
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円
5人	255,000円

(例) 単身世帯で家賃が50,000円、収入が100,000円の方の場合

【基準額】            【家賃実額】            【収入額】            【支給額】  
(84,000+50,000円)－100,000円＝ 34,000円

○支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

※令和3年3月末までに新規開始した方に限り、再々延長まで可能（最長12ヶ月）

○支給方法：大家、不動産業者等へ代理納付（直接、受給者には支給しません）

※家賃をクレジットカード払いとしている方にも支給可能です。

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
  - ② イ) 申請日において、離職等の日から2年以内であること。  
又は  
ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。  
**※離職された方は雇用保険の受給資格を確認していただき、受給資格がある方はハローワークで受給手続きを行ってください。**
  - ③ 離職前に、主たる生計維持者であったこと。(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
  - ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額(収入基準額)以下であること。(収入には、公的給付を含む)  
**※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額(交通費は除く)が算定対象**
- | 世帯人数 | 基準額      | 収入基準額  |
|------|----------|--|
| 1人   | 84,000円  | 基準額(左記) + お住いの住宅の家賃額<br>※ただし家賃額は、単身世帯は47,700円、<br>2人世帯は57,000円、3～5人世帯は<br>62,000円が上限 |
| 2人   | 130,000円 |  |
| 3人   | 172,000円 |  |
| 4人   | 214,000円 |  |
| 5人   | 255,000円 |  |
- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。
- | 世帯人数 | 金融資産       |
|------|------------|
| 1人   | 504,000円   |
| 2人   | 780,000円   |
| 3人以上 | 1,000,000円 |
- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。(離職等の理由で申請する方は、ハローワークに求職の申し込みを行うこと)
  - ⑦ 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
  - ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※貸付には審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

### 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

○生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）

貸付期間：原則3ヶ月、最長12ヶ月

○一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書 ※蕨市のホームページからダウンロード可能です。
- ② 住居確保給付金申請時確認書 ※ 同上
- ③ 本人確認書類（次のいずれかの写し）
  - ・顔写真入りの証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、個人番号カード）※外国人の方は、在留カード
  - ・顔写真入りの証明書がない場合は次の2つ以上（健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し）
- ④ イ) 離職した方  
離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し  
(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)  
ロ) 収入が減少し、離職等と同程度の状況になった方  
やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあることを確認できる書類  
(例) 雇用主から休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書など

- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにしている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し  
(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知」、その他各種福祉手帳)
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにしている者の金融機関の通帳等の写し(直近まですべて記帳済みのもの)
- ⑦ 入居住宅関係書類
  - ・入居住宅に関する状況通知書(大家、不動産業者に必要事項を記入してもらってください) ※蕨市のホームページからダウンロード可能です。
  - ・現在お住いの住宅の「賃貸借契約書」の写し
- ⑧ ハローワークが発行する求職受付票(ハローワークカード)の写し  
※離職等の理由で申請する方のみ

## 住居確保給付金の申請から決定まで

申請手続きについては、郵送でも受け付けています。ホームページから申請書等をダウンロード・印刷が可能な方は郵送での申請をお願いします。詳しくは、蕨市ホームページ「住居確保給付金」のページの添付ファイルをご覧ください。

1. 住居確保給付金の支給申請
  - ・ 申請書に必要書類を添えて、蕨市生活自立相談支援センターに提出します。
  - ・ 申請書が提出されると、次の用紙を交付します。
    - ① 住居確保給付金申請書の写し(不動産業者等に提示)
    - ② 入居住宅に関する状況通知書(不動産業者等が記入)
2. 入居住宅の貸主との調整
  - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。
3. ハローワークでの求職申し込み(離職等の理由で申請する方のみ)
  - ・ ハローワークで求職の申し込みを行い、「求職受付票(ハローワークカード)」の交付を受けてください。 ※既に求職申し込みを行っている方は不要
4. 住居確保給付金の確認書類の提出
  - ・ 次ページの書類を蕨市生活自立相談支援センターに提出してください。

- ① 入居住宅に関する状況通知書（不動産業者等記入済み）
- ② 賃貸借契約書の写し
- ③ 求職受付票（ハローワークカード）の写し ※離職等の理由で申請する方のみ

※郵送で申請される方は、ホームページから「入居住宅に関する状況通知書」を印刷し、不動産業者等に記載してもらい、申請書、必要書類と一緒に郵送してください。（1 は不要）

#### 4. 住居確保給付金の審査及び支給決定

- ・ 申請に必要な書類がすべて提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- ・ 審査の結果、受給資格ありの場合、次の書類を交付します。
  - ① 住居確保給付金支給決定通知書
  - ② 常用就職届（常用就職した場合に提出していただきます）※離職等の方のみ
  - ③ 求職活動状況報告書（月1回の報告に必要です）
- ・ 審査の結果、受給資格なしの場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。

この場合、入居している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金不支給通知書」を提示して、住居確保給付金を受給することができない旨を申し出てください。

#### 5. 総合支援資金貸付（生活支援費）の申し込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。（ただし、社会福祉協議会による審査があります。必要書類については社会福祉協議会に確認してください。）

#### 6. 住居確保給付金の支給開始

- ・ 原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。
- ・ 住居確保給付金は自治体（蕨市）から不動産業者等へ直接振り込まれます。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

## 住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、以下の決められた活動を必ず行っていただきます。  
なお、以下の活動を怠った場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- 離職、廃業の理由で申請した方（P 2の要件②のイ）  
以下①～③の常用就職を目指した求職活動を行うこと。
  - ① 毎月1回以上、蕨市生活自立相談支援センターの支援員による面談等の支援を受けること。
  - ② 毎月2回、ハローワークにおける職業相談を受けること。
  - ③ 週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。
  
- 休業等で減収した理由で申請した方（P 2の要件②のロ）
  - ① 毎月1回以上、蕨市生活自立相談支援センターの支援員による面談等の支援を受けること。
  - ② 毎月、休業等の状況について蕨市生活自立相談支援センターの支援員に報告すること。

さらに、蕨市生活自立相談支援センターにより支援プランが策定された場合、上記に加えて、プランに記載された就労支援等を受けてください。

詳しくは、支給決定後、蕨市生活自立相談支援センターの支援員より書面等で連絡します。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めのない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を蕨市生活自立相談支援センターへ提出してください。
- 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、蕨市生活自立相談支援センターに毎月提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間の延長を2回まで申請することが可能です。  
※令和3年3月末までに新規開始した方に限り、再々延長まで可能です。  
【要件】① 受給中に誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行っていたこと、又は副業や転職を視野に入れた活動を行っていたこと  
② 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること（P2の要件） など
- 住居確保給付金の受給期間の延長、再延長又は再々延長を希望する場合は、受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、蕨市生活自立相談支援センターへご連絡ください。

## 支給額を変更できる場合があります

- 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し基準額以下（P1参照）に至った場合
  - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、蕨市生活自立相談支援センターの指導により、蕨市内での転居が適当である場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類を準備して、蕨市生活自立相談支援センターへご連絡ください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- 受給中に常用就職し、又は給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額（P2の収入基準額）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。（離職による受給の方）
- 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、又は蕨市生活自立相談支援センターによる支援に関する指示に従わない場合、支給を中止します。
- 住居を退去した者（大家からの要請の場合、蕨市生活自立相談支援センターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。



- 支給決定後、虚偽の申請等不正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は支給を中止します。
- 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ただし、住居確保給付金を受け、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

### 【住居確保給付金の相談・申請窓口】

蕨市生活自立相談支援センター

場 所：蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター2階

電 話：048-445-1377

FAX：048-445-3101